

中小企業者、個人事業主の皆さんへ

茨城県が行った「営業時間の短縮要請」及び「不要不急の外出・移動の自粛要請」により影響を受けた中小企業等を支援します。

茨城県営業時間短縮要請等関連事業者支援一時金（令和3年4～6月、8～9月）対象事業者向け

令和3年度 事業者支援一時金 申請要項

受付期間 令和3年11月1日(月) ～ 令和4年1月31日(月)

交付対象者

令和3年4～9月のいずれかの月の売上が、令和2年（又は令和元年）の同月比で、30%以上減少した、以下（1）、（2）のいずれかに該当し（3）～（7）のすべてに該当する市内に事業所等がある中小企業者もしくは個人事業主、または市内に住所を有する個人事業主

（1）営業時間短縮要請に協力した飲食店、カラオケ店、大規模集客施設と直接取引がある事業者

例えば **食品加工・製造事業者** 総菜製造業者、飲料加工事業者、酒造業者等

器具・備品事業者 食器・調理器具・備品・消耗品（おしぼり等）の販売業者等

サービス事業者 接客サービス業者、清掃事業者等

流通関連事業者 卸・仲卸等

（2）外出自粛要請により直接的な影響を受けた、主に対面で個人向けに商品やサービスを提供する事業者（B to C事業者）

例えば飲食事業者（営業時間短縮要請対象外の飲食事業者等）、宿泊事業者

文化・娯楽サービス事業者、冠婚葬祭事業者、旅行関連事業者、小売事業者

教育・スポーツ関連事業者、その他サービス事業者、旅客運送事業者

イベント関連事業者、理・美容、生活衛生関連事業者

（3）給付金の申請日までに3ヶ月以上引き続き事業を営み、今後も事業を継続していく意思があること

（4）市税（法人にあっては代表者の市税を含む）を滞納していないこと

（5）いばらきアマピエちゃんの登録事業者であること

（6）北茨城市暴力団排除条例第2条第1号と第3号で定める暴力団関係者でないこと

（7）茨城県営業時間短縮要請等関連事業者一時金支給要綱第3条（不支給要件）の規定に該当しないこと

※令和3年4～6月、8～9月の飲食店への茨城県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮要請を受けた事業者、協力金を受給した事業者、他都道府県の同様の中小事業者に対する一時金を受給した事業者は対象外です。

支給額

1 事業者当たり一律20万円（1回限り）

提出書類

- (1) 事業者支援一時金申請書（様式第1号）（市HPからダウンロードできます）
- (2) 直近の確定申告書の写しや納税証明書、営業許可証等、事業を営んでいることが確認できる書類

中小企業者：2019年分または2020年分の確定申告書別表一の控え、法人事業概況説明書の控え2枚（両面）

個人事業主：青色申告の場合：2019年分（令和元年）または2020年分の確定申告書第一表の控え、所得税青色申告決算書の控え（1面2面）

白色申告の場合：2019年分（令和元年）または2020年分の確定申告書第一表の控え、収支内訳書

2021年の対象月の売上と、2020年（2019年）の月平均の売上を比較してください（確定申告書第一表の事業収入金額÷事業月数）

または、令和2年度の市民税・県民税申告書の控え

※いずれも収受印が押印されたもの（電子申請の場合はメール詳細の写し）

- (3) 売上減少となった月の売上を証する書類（月及び月間収入の合計額が明確に記載されているもの。売上台帳等の写しなど任意の書類で可）
- (4) 売上減少となった月の比較月の売上を証する書類（売上台帳等の写しなど任意の書類で可）

例：(3) が2021年6月の売上台帳等の場合、(4) は2020年6月または2019年6月の売上台帳等

- (5) いばらきアマビエちゃん登録事業者であることが確認できる書類（感染防止対策宣言書の写し）
- (6) 振込先口座が確認できる書類（振込先通帳の2、3ページをコピー）
- (7) その他市長が必要と認める書類

※条件に当てはまる方のみ提出する書類

- (8) 個人事業主の方の住所が市外の方 → 市内の事業所所在地が確認できる書類
お住いの市町村で市税に未納がないことの証明書（完納証明書等）を取得し提出
- (9) 新規創業の方 → 茨城県営業時間短縮要請関連事業者支援一時金支給要綱（2021年8月から9月）申請の特例に準拠します

◎茨城県営業時間短縮要請関連事業者支援一時金第2弾、第3弾を受給した事業者は決定を受けたことがわかる書類で(2)～(5)の提出を省略できます。

申請方法

提出書類を下記宛先まで郵送又は窓口申請

【問い合わせ・提出先】

〒319-1592 北茨城市磯原町磯原 1630 北茨城市役所 商工観光課 宛
☎0293-43-1111 内362